

(別紙7)

平成 年 月 日

残余財産がないと見込まれることの説明書

株式会社 整理回収機構

代表取締役社長 上田 廣一

企業再生検討委員会の審議を経て承認された、以下債務者の再生計画につき、法人税法第59条第3項の適用に関する検証結果を説明致します。

債 務 者 : (住 所)

(氏 名)

債権者合意日 : 平成 年 月 日

説明事項 :

- (1) 本件再生計画によると、債務者（清算法人）の解散は、「RCC企業再生スキーム」に定められた一連の手続きに従って策定された再生計画の一環として行うものです。
- (2) 本件再生計画の資産評定は「RCC企業再生スキーム」別紙5に定められた「再生計画における『資産・負債の評定基準』」に基づいており、当該資産評定による価額を基礎とした貸借対照表が作成されています。また、当該資産評定は公正な価額により行われています。
- (3) 本件再生計画によると、(2)の貸借対照表において、当該清算法人が債務超過の状態（「残余財産がないと見込まれるとき」）に該当します。

以 上